

各位

【スタンダードコース】

ファルクラム 第35回 租税法研究会



～「正当な理由」の意義・いわゆる二重利得法の検討～

宅地造成をして資産を譲渡した場合には、宅地の造成に着手した時期、又は反覆・継続的条を開始した時期までの土地の増加益はキャピタル・ゲインの性質を有するため、当該土地の譲渡益の中には、譲渡所得と事業所得ないし雑所得の両方が含まれることとなります。このような場合に、その全体を事業所得又は雑所得として課税するのは妥当ではなく、譲渡所得と事業所得ないし雑所得とに分けて課税をすべきとする考え方があり、この課税の仕方を「二重利得法」といいます。今回は、この二重利得法の考え方を採用した判決を素材として、譲渡所得とは何か、所得区分とは何かを考えてみたいと思います。また、加算税の議論の中でも特に重要な「正当な理由」が争われた事例を通じて、加算税免除の考え方をマスターしましょう。

◆日時：2014年9月27日(土) 13:30～16:00

◆参加費：一般 30,000円(ファルクラム会員無料※1事務所2名まで)

◆お試し参加：無料(※1事務所につき1回のみ無料でご参加いただけます。)

◆会場：ハロー貸会議室 神保町

(千代田区神田小川町3-10 新駿河台ビル10F/地下鉄神保町駅A5出口徒歩3分)

講師：ファルクラム代表理事 中央大学商学部教授 酒井 克彦

研究員(会員事務所)募集
(DVD 会員・YouTube 会員の募集)

【内容】

- 過少申告加算税の免除される「正当な理由」の意義—福岡高裁平成25年5月30日判決—
 - 相続又は贈与により取得し長期間保有していた土地に宅地造成等の加工を加えてした譲渡による所得に係る事業所得該当性が争われた事例—松山地裁平成3年4月18日判決—
- その他、グループ討議によるディスカッションを実施します。

租税法研究会とは：

租税法研究会は、いわば大学院のゼミのようなスタイルで、会員と講師(酒井克彦教授)により行われる裁判例を素材にした発表を基に、会員と講師を交えてディスカッションをしながら、実務家としてどう考え、対処すべきかという視点で理論的・実務的に検討を行う研究会です。条文・判例の読み方、法律的主張の構成を学び、リーガルマインドの養成を図ります。(初回登録料5万円、月会費1.5万円)

◆主催：一般社団法人ファルクラム

(HPをご覧ください <http://www.ful-crum.info/>)

所在地：〒185-0033 国分寺市内藤 1-25-1 B号

会員特典(一部のご紹介)：

- ★租税法研究会の無料参加(年8回開催)
- ★公開セミナーの無料参加(昨年3回開催)
- ★毎月1回の学習用講義DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義DVD。40～60分程度)
- ★租税法研究会欠席時のDVD無料送付

通信ファルクラム制度のご紹介：

★租税法研究会・学習用講義をDVD又はYouTubeで受講する制度です。詳細については事務局までお問い合わせください。
(DVD 会員：初回登録料5万円、月会費1.5万円、YouTube 会員：初回登録料1万円、月会費1万円)

【次回のご案内】

ファルクラム第36回租税法研究会

◆日時：10/11(土) 13:30～16:00

◆会場：都内会場を予定

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名		事務所名	
ご住所	会員の方はご芳名・TEL・参加者名のみ記載で結構です。		
TEL		FAX	
E-mail		お試し参加希望 <input type="checkbox"/> (√チェック)	
参加者名			

お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail：jimu@ful-crum.info) 042-806-9843 (9～17時) 土日祝除く



お申込みFAX番号：042-806-9844 (随時受付)

<送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。>